平成２５年（フ）第２７８号
千葉県柏市豊四季709番地の９　サンエルム豊四季202号
債務者　田中美代子
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２７９号
千葉県流山市向小金１丁目238番地の１　ファミールガーデン南柏609
債務者　石橋　七子（旧姓稲垣）
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２８５号
千葉県松戸市稔台８丁目38番地の１　メゾンタナカ３号室
債務者　堀江多加子
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２８９号
千葉県柏市旭町７丁目４番45号
債務者　黒沢　明美
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第８６２号
愛知県弥富市荷之上町六十人495番地４　コーポかおるヶ丘６号
債務者　重田　隆行
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８６８号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字屋敷弐区26番地　メゾンオガワ102号
債務者　原田　隆史
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０号
島根県益田市幸町８－５
債務者　塩満美津恵
１　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで　松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第１０３７号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字向江3360番地の９　千音寺荘６棟105号
債務者　田所　年春
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６６号
和歌山市中之島1709番地
債務者　酒井　孝久
１　決定年月日時　平成25年６月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６７号
和歌山市中之島1709番地
債務者　酒井　優子
１　決定年月日時　平成25年６月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１７５号
和歌山市西浜２丁目８番15号
債務者　藪内　一徳
１　決定年月日時　平成25年６月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０５４号
名古屋市緑区大高町字下塩田３番地の３　コーポ穂高101号
債務者　岡本謙一郎
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９５号
大阪府寝屋川市池田本町３番３―502号
債務者　黒木さゆり
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１０４号
大阪市浪速区戎本町２丁目４番22―501号
債務者　見元　栄一
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２９０号
大阪市淀川区三津屋北２丁目14番24―904号
債務者　安田　憲子
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３０５号
大阪市中央区松屋町７番１―602号
債務者　安田　博史
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３２６号
大阪府寝屋川市明徳１丁目８番54―303号
債務者　三輪　芳久
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部